

# 名勝おくのほそ道の風景地 「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」 保存活用計画について

小原 一成（多賀城市埋蔵文化財調査センター）

## 1. はじめに

多賀城市は、宮城県のほぼ中央、太平洋沿岸部に位置し、面積は約19.69km<sup>2</sup>、人口は62,442人である（令和元年10月末現在）。南から西にかけては宮城県の県庁所在地である仙台市、東は七ヶ浜町、北は塩竈市と利府町に接している。本市には江戸時代、13の村が存在し、城下町仙台近郊の典型的な農村集落であった。明治22年（1889）に多賀城村となり、昭和26年（1951）には町制施行で多賀城町に、昭和46年（1971）には市制施行で多賀城市となり現在に至る。財政規模は平成30年度一般会計歳出決算額で299億4,542万円であり、そのうち文化財関係事業費は約4億5,042万円である<sup>1)</sup>。

本市では、国指定文化財3件、市指定文化財11件を所管しており、なかでも市名の由来になっている特別史跡多賀城跡附寺跡は、『第五次多賀城市総合計画』<sup>2)</sup>に将来都市像として掲げている「史都多賀城」からもわかるように、市政やまちづくり、観光振興等においても中核的な存在となっている。

## 2. 計画策定の経緯

『名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」保存活用計画』（以下『保存活用計画』という）<sup>3)</sup>が対象とするのは、平成26年10月6日に指定された国指定名勝おくのほそ道の風景地を構成する「壺碑（つぼの石ぶみ）」・「興井」・「末の松山」の3箇所の指定地である（図1）。

壺碑（つぼの石ぶみ）は、多賀城跡の一角にある。

多賀城南門や重要文化財多賀城碑が立地する丘陵上に位置しており、3つの指定地が重複する範囲である。この場所では、『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』<sup>4)</sup>及び『多賀城市歴史的風致維持向上計画』<sup>5)</sup>に基づき、多賀城南門と築地塀、南北大路及び政庁南大路の復元や、盛土造成等を実施する整備計画が具体化していた。また、多賀城跡の調査研究と整備を担当する宮城県多賀城跡調査研究所が『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』<sup>6)</sup>の策定を進めており、指定地の保存と活用に関する方針とこれら整備計画との整合を図る必要に迫られていた。

興井と末の松山は、昭和47年（1942）12月7日に市指定文化財（名勝）に指定しており（平成26年11月28日国指定に伴い指定解除）、『多賀城市歴史的風致維持向上計画』に基づく歌枕環境整備事業により、指定地及び周辺のまち並みを対象とした修景整備を実施すべく整備計画を策定中であった。

また平成27年4月に策定した『多賀城市景観計画』<sup>7)</sup>では、「国府の歴史、歌人の文化、偉人の足跡を継承し、ふるさとを育む史都多賀城」を基本理念とし、指定地が所在する地区を景観重点地域に設定して歴史的風致と調和した景観づくりを進めていた。

こうした状況から、関連計画との整合を図ること、及び整備事業にあたり文化財保護法第125条に基づく現状変更の取り扱い方針を明確化するために、『保存活用計画』の策定が急務であったことから、教育委員会文化財課を事務局として、指定翌年の平成27年度の1年間で計画を策定することとなった。



『おくのほそ道』（抜粋） 松尾 芭蕉

壺の碑

かの畫圖にまかせてたどり行ば、おくの細道の山際に十符の菅有。今も年々十符の菅菰を調べて國守に獻ずと云り。

壺碑 市川村多賀城に有。

つぼの石ぶみは、高サ六尺餘、横三尺斗敷、苔を穿て文字幽也。四維國界之數里をしるす。「此城、神龜元年、按察使鎮守符將軍大野朝臣東人之所里也。天平寶字六年、參議東海東山節度使同將軍惠美朝臣獨修造而。十二月朔日」と有。聖武皇帝の御時に當れり。むかしよりよみ置る哥枕、おほく語傳ふといへども、山崩川流て道あらたまり、石は埋て土にかくれ、木は老て若木にかはれば、時移り代變じて、其跡たしかならぬ事のみを、爰に至りて疑なき千歳の記念、今眼前に古人の心を関す。行脚の一徳、存命の喜び、羈旅の勞をわすれて、泪も落るばかり也。

末の松山

それより野田の玉川、沖の石を尋ぬ。末の松山は寺を造て、末松山といふ。松のあひあひ皆墓はらにて、はねをかはし枝をつらぬる契の末も、終はかくのごときと、悲しさも増りて、鹽がまの浦に入相のかねを聞。

『曾良隨行日記』（抜粋） 河合 曾良

日記本文

(元禄二年五月)

一 八日 朝之内小雨ス。巳の尅方晴ル。仙台ヲ立、十符菅・壺碑ヲ見ル。末ノ尅、塩竈に着、湯漬など喰。末ノ松山・興井・野田玉川・おもはくの橋・浮嶋等ヲ見廻リ歸。出初二塩竈ノかまを見ル。宿、治兵へ、法蓮寺門前、加衛門狀添。銭湯有二入。

名勝備忘録

壺碑 一(ミチノク)ノイハデシノブハエゾシラヌカキツクシテヨツボノ石ブミ 頼朝

仙臺方塩竈へノ道、市川村ト云ノ屋敷ノ中ヲ右へ三四丁田ノ中ヲ行バ、ヒクキ山ノ上リ口ニ有。仙臺方三リ半程有。市川村ノ上ニ多賀城跡有。

興井 末ノ松山ト壹丁程有。八幡村ト云所ニ有。仙臺方塩竈へ行右ノ方也。塩竈方三十町程有。所ニテハ興ノ石ト云。村ノ中屋敷ノ裏也。末松山 塩がまの巳午ノ方、三十丁斗。八幡村ニ末松山宝國寺ト云寺ノ後也。市川村ノ東廿丁程也。仙台方塩がまへ行ば右ノ方也。多賀城ヨリ見ユル。



壺碑 (つぼの石ぶみ)



興井



末の松山

図1 指定地の概況



### 3. 名勝の概要

#### (1) 名勝おくのほそ道の風景地について

名勝おくのほそ道の風景地は、松尾芭蕉と弟子の曾良が訪れ、紀行文『おくのほそ道』及び『曾良随日記』に記した歌枕の地のうち、今もなお良好な景観が残る観賞上の価値が高い場所を、相互につながりのある評価すべき一体の風致景観として名勝に指定されたものである。東は岩手県から西は岐阜県までの12県25件の指定地で構成されており、宮城県内には、本市所在の3件のほか仙台市の「つ、じが岡及び天神の御社」と「木の下及び薬師堂」、塩竈市の「籬が島」、岩沼市の「武隈の松」がある（令和元年11月20日現在）。

#### (2) 市内所在の指定地について

元禄2年（1689）旧暦5月8日、仙台を発った芭蕉は、多賀城市内の壺碑（つぼの石ぶみ）、末の松山、興井、野田の玉川、おもはくの橋を巡り、その情景を『おくのほそ道』に記した。これら歌枕の地のうち、壺碑（つぼの石ぶみ）の範囲となる丘陵や興井・末の松山は、従前より国の史跡や市の指定文化財になっており、環境整備や維持管理がある程度行き届いていたこともあり、今もなお良好な景観を残す観賞上の価値が高い場所と評価され、指定に至った。

##### 1) 壺碑（つぼの石ぶみ）

「壺碑」は、11世紀から12世紀にかけて登場し、西行や源頼朝らも和歌に読み込んだ、はるかみちのくに対する遙遠の感を象徴する歌枕である。古代多賀城の修造記念碑である多賀城碑が江戸時代初め頃に発見されると、その当初から壺碑と見なされ、歌枕の地として定着した。

『おくのほそ道』において、芭蕉は多賀城碑の碑文の一部を書き留め、多賀城の歴史の重みに思いをはせるとともに、時間の流れとともに姿を変えてしまっている歌枕の地が多いのに対し、昔から変わらない姿を留めている多賀城碑に感動した様子を記している。また、『曾良随日記』には、多賀城碑が低い山の登り口に立っており、その北側の丘陵上に

は多賀城跡が存在することが記されている。

芭蕉が訪れてから間もなく、水戸藩主の徳川光圀の進言により、仙台藩が覆屋を建て多賀城碑を保護し、それ以降解体修理を経ながら現在に至る。芭蕉来訪後も壺碑は歌枕保護顕彰の対象となり、『陸奥紀行』（寛政8年写（1796））（図2）や『奥州名所図会』（19世紀初め）には、樹木が茂る丘陵上に覆屋で保護された多賀城碑が立っている状況が描かれている。

また指定地内には、享保14年（1729）に制作され明治時代に現在地に移設された「つぼのいしぶみ道標」、大正天皇即位を記念して碑周辺に植樹した際に立てられた「御即位記念風致林」碑、地元俳人らが芭蕉を顕彰した「芭蕉翁礼賛碑」がある。

指定地は、かつては民家が数軒建っていたが現在は全域が公有化され、宅地造成時に削平された地形が残る。昭和53～57年度にかけて史跡としての環境整備が行われ、南北大路の平面表示、案内施設や便益施設等の設置、一部旧家屋跡の地形修復、芝張りや植樹が実施された。覆屋で守られた多賀城碑周辺には、推定樹齢150年以上の黒松を含む樹木が叢生しており、良好な景観が保全されている。

##### 2) 興井

「興井」は、普通名詞であった「沖の石」が固有名詞化し、小野小町や二条院讃岐が和歌に読み込んだ歌枕である。仙台藩が領内の歌枕整備を行った際に、興井は小野小町が和歌に詠んだ歌枕「おきのゐ」として整備されたことにより、歌枕の地として定着した。寛文9年（1669）から仙台藩は八幡村の肝入を「奥井守」に任じ、興井の保護に当たらせた。

『おくのほそ道』では「沖の石」、『曾良随日記』では「興井」と表記され、八幡村の屋敷の裏手にあることが記されている。

『陸奥紀行』や『奥州名所図会』等の絵図には、岩塊の周りに池が広がり、あたかも池の中に奇岩の島が浮かんでいるような景観となっている。池の周りには柵が巡り、入口から観賞できるように整備されていた状況が見てとれる（図3）。



図2 壺石碑（『陸奥紀行』より）



図3 沖乃井（『陸奥紀行』より）



図4 末松山（『陸奥紀行』より）  
（いずれも原資料は東北大学附属図書館所蔵）

現在の指定地は住宅地の一角に位置しており、コンクリートで囲まれた池の中央に、節理により独特な様相を呈する頁岩の岩塊がある。岩の隙間からは松や楓が生え、指定地外となる池の周りには転落防止用のフェンスが巡っている。

### 3) 末の松山

『末の松山』は、『古今和歌集』に登場して以降清原元輔らが和歌に読み込んだ、みちのくを代表する愛を象徴する歌枕である。永仁7年（1299）に制作された古鐘に「末松山」の銘が刻まれていたとの記録もあることから、古くから指定地付近が歌枕の地として定着していたことが分かる。

『おくのほそ道』で末の松山を訪れた芭蕉は、松の合間に墓が立っているのを見て、男女の契りも結局は墓の下に帰ってしまうものと悲しさを募らせた心情が描かれている。

芭蕉来訪後の絵図には、丘の上に林立する松と、『おくのほそ道』にも登場する寺（宝国寺）が共に描かれることが多く、『陸奥紀行』の絵図には松の下に墓が立っている様子も描写されている（図4）。また、仙台藩の文化人佐久間洞巖の『奥羽観蹟聞老志』（享保4年（1719））には、数十株の松が叢生していたことが記されている。

現在の指定地は、かつて松が叢生していたと考えられる丘陵のうち、松が現存している南側一角の範囲である。推定樹齢480年の市指定保存樹木にも指定されている黒松2本と、宝国寺によって植樹された後継樹2本が立っている。

また、指定地より北側の丘陵一帯には墓地が造成されている。指定地の東側には宝国寺が建ち、墓地を管理しており、南側には地元住民や社会奉仕団体によって建てられた歌碑や、説明板がある。

## 4. 計画策定の取り組み

### (1) 『保存活用計画』の趣旨と構成について

『保存活用計画』は、保存に関しては継続的な経過観察をもとにした措置、活用に関しては調査研究成果に基づいた各種方策の充実を主体とし、これら



を長期的な視点で推進する計画の策定を目指した。

計画の構成は、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』<sup>8)</sup>に示された標準構成や、平成27年3月に文化庁から提示された『名勝おくのほそ道の風景地包括的保存活用計画（案）』を参考に必要事項を記載しているが、整備を1つの章として独立させずに、保存と活用手段と位置付けて各章中に記載している点が異なる。これは、『保存活用計画』策定時には既に指定地ごとの整備計画の策定が進行中であったことから、整備計画の具体的な内容が、いかに名勝としての本質的価値の保存と活用に資するものかを説明することに主眼を置いたためである。また活用に関するソフト事業は、従前より実施されていた事業に当てはまるものが多く、既存事業を名勝おくのほそ道の風景地の観点から改めて方策として整理した側面が強いものとなっている。

よって、『保存活用計画』の策定にあたっては、個々の構成要素の現状と課題を維持改善するための方向性を示すことに加え、各種既存事業を名勝おくのほそ道の風景地の観点から総合化し、その大綱を示した理念計画としてまとめることに努めた。

## (2) 構成要素の設定について

名勝おくのほそ道の風景地の本質的価値は、芭蕉が実見し、『おくのほそ道』の着想となった要素と捉えられる。また芭蕉は、指定地の当時の情景のみならず、古代にまで遡る歴史的背景にも感動した様子を読み取れることから、個々の指定地が有する『お

くのほそ道』以前の歴史的背景を現す要素も本質的価値を有していると捉えた。一方で、歌枕の地の保護顕彰は、『おくのほそ道』の刊行やそれと時を前後して仙台藩や地元住民によって進められた整備により推進されることとなり、現在の指定地の景観に良好な影響をもたらしている要素も少なくない。

こうしたことから、構成要素については、『おくのほそ道』、『曾良随行日記』に記述された要素、もしくは芭蕉来訪時に確実に存在していたと考えられる要素を、指定地の景観の本質的価値を有する「本質的景観要素」、『おくのほそ道』以降の歌枕の保護顕彰活動によるもの、もしくは絵図や文献等に描写された要素を、指定地の景観の由緒・来歴を示す歴史的に重要な「歌枕顕彰要素」に分類した（表1）。

構成要素を設定する際には、『おくのほそ道』や『曾良随行日記』の記述のほか、指定地に関する文献記録、絵図、現地や周辺にある石碑、発掘調査や植生調査の成果等を参考にした。壺碑（つぼの石ぶみ）を例にとると、本質的景観要素は『おくのほそ道』に記述された多賀城碑と多賀城、『曾良随行日記』に記述された丘陵（ヒクキ山）とした。歌枕顕彰要素は多賀城碑の覆屋、芭蕉来訪以後に表現された『陸奥紀行』や『奥州名所図会』等の絵図に描かれた樹木、近世から近現代にかけて建立された記念碑・顕彰碑とした。

本質的景観要素と歌枕顕彰要素は、『おくのほそ道』を起点とした時間の経過による区分である。特

表1 主な構成要素

構成要素名	定義	各指定地の構成要素		
		壺碑（つぼの石ぶみ）	興井	末の松山
本質的景観要素	『おくのほそ道』、『曾良随行日記』に記述された要素 芭蕉来訪時に確実に存在していたと考えられる要素	多賀城碑 丘陵 多賀城跡	岩塊 池	松 丘陵
歌枕顕彰要素	『おくのほそ道』以降に指定地内にもたらされたもの のうち、歌枕の保護・顕彰活動によるもの 絵図や文献などに描写されたもの	覆屋 植生 石碑	植生	
環境整備要素	『おくのほそ道』以降に指定地内にもたらされたもの のうち、歌枕の保護・顕彰活動以外の環境整備など によるもの	古代遺構の復元整備 便益・案内施設等	池底・護岸 案内施設	植生 柵
無形の要素	指定地に関連する句会や地元住民による維持管理など	現地案内 俳句大会	地元住民による活動 現地案内	地元住民による活動 現地案内
周辺の要素	指定地外にあるものうち、今後の周辺地域を含めた 一体的な保全・景観向上の措置を講じる必要性が あるもの	多賀城跡	柵 水路 周辺道路等	丘陵・寺院 石碑・案内施設 周辺道路等

に本質的景観要素は、古代にまでさかのぼる要素であり、歴史の重層性を反映した段階的な価値の分類と言える。どちらの要素も歌枕の地の保護顕彰にとって重要なものと位置付けたが、保存に関する方策では、『おくのほそ道』の風景観を最重視して、第一に本質的景観要素の保存を優先する内容とした。

また無形の要素については、興井や末の松山では地元住民による活動を挙げている。興井では、芭蕉来訪以前より八幡村の肝入が「奥井守」に任命され興井の保護に当たっており、近年までは地元住民により指定地内の清掃が行われるなど、地域が主体となった保護顕彰活動は形を変えながらも継承されていたと捉えた。末の松山では、『おくのほそ道』にも登場する宝国寺の先代住職が指定地内に松の後継樹を植樹しており、本質的景観要素の保存に一役買っていると捉えた。

これら歴史的意義のある活動は、歌枕の保護顕彰に大いに貢献しているものである。こうした活動については、推奨し連携を図るべきものと考え、計画



図5 北西側から見た壺碑（つぼの石ぶみ）現況



図6 北西側から見た南門復元シミュレーション

に明記するために構成要素として位置付けた。

### （3）名勝と特別史跡との整備の両立について

壺碑（つぼの石ぶみ）が立地する丘陵は、多賀城跡の一角に位置しており、多賀城南門や築地堀等の復元整備事業が進行中である。計画では、指定地のほぼ中央に高さ約14m、幅約10mの南門と、その東西に取りつく高さ約4.5mの築地堀や、南北大路及び政庁南大路を復元予定であり、旧宅地部分等の地形修復のほか、地下遺構保護のため最大2m以上の盛土造成を行うこととなっていた。この復元整備計画については、『保存活用計画』の策定と並行して南門及び築地堀の実施設計を行うなど、事業が本格化していた。

復元整備が完了した際には、指定地の現況が一変することから、名勝としての景観保全といかに両立させるかが課題として挙げられていた。よって『保存活用計画』の策定においても、こうした状況を十分に考慮した方針の設定が必要であった。

復元整備の対象であり特別史跡としての本質的価値である古代多賀城については、前述の通り『おくのほそ道』にも記載されており、芭蕉も壺碑（つぼの石ぶみ）の歴史性を重視していたと捉えられることから、『保存活用計画』においても本質的景観要素に分類した。そして古代遺構の復元整備は、特別史跡のみならず芭蕉が感動した歌枕の地の歴史の深さを感じられるような場を創出するものと位置付けることで、名勝と特別史跡との景観の調和を目指す方針とした。

また芭蕉らは仙台市に所在する十符の菅を経て西側から壺碑（つぼの石ぶみ）を訪れたと考えられることから、復元整備に際しては、多賀城碑周辺の西側からの名勝景観を保全する方針とし、盛土や樹木の除去を最低限にするように調整することとした。

その後、計画策定時に実施した植生調査や計画策定後に実施した丘陵の3次元測量の成果をもとに、復元整備後の景観シミュレーションも行いながら（図5・6）、有識者会議の場で景観調和の方法を議論し、整備方針を固めていった。



南門復元事業の際に名勝景観との調和を具体的に検討できた要因のひとつには、『保存活用計画』策定委員の選定にあたり、「多賀城南門等復元整備検討委員会」(多賀城市)や「多賀城跡調査研究委員会」(宮城県)の委員の中から、古代史・庭園史・建築史の有識者を重複して委嘱したことにあったと考えられる。また、本市と県の文化財部局が一堂に会する「多賀城跡連絡協議会」等で計画内容の協議を重ねたことにより、整備内容の整合を図る議論ができた。

## 5. 計画策定後の動向と計画の実効性

『保存活用計画』は平成28年3月31日に策定し、翌4月1日より運用を開始した。それから3年以上が経過し、歴史遺産調査成果に基づく活用事業の実施、新たな視点からの文化財の価値づけ、文化事業の推進を主眼とした組織改編などがあり、それらは『保存活用計画』の実効性にも関わるものであることから、最後に紹介する。

平成25年度より開始した旧13ヵ村を単位とした歴史遺産調査及び関連する活用事業は、多賀城市埋蔵文化財調査センターを基幹施設として継続中である。『保存活用計画』に掲げた「歴史遺産を生かした地域の活性化」の素材となる文化財の基礎情報の把握を進めるとともに、調査成果をまとめた報告書の刊行や、興井や末の松山が所在する旧八幡村の歴史遺産をテーマとした展示等の活用事業を推進している。

平成29年度からは、『多賀城市歴史的風致維持向上計画』の歌枕環境整備事業の一環として、市長部局である都市計画課と文化財課が、興井及び末の松山の環境整備を段階的に実施している。興井では、来訪者滞留デッキと説明板の設置、池の水質改善のための管理用水の導水と竹垣風フェンスの設置を実施するなど、絵図にあるような指定地の歴史をより体感できることを目指した修景整備を進めている(図7・8)。

この整備工事は、『保存活用計画』中に整備基本



図7 修景整備前の興井



図8 デッキと竹垣風フェンスが設置された興井

計画(案)として掲載したことにより、文化財保護法第125条に基づく文化庁長官からの現状変更に係る許可を受けることができたものと考えられる。整備計画の策定に当たっては、文化財課と都市計画課が合同で整備内容に係る住民説明会を開催したり、『保存活用計画』策定委員会議の場で都市計画課担当職員が整備内容を説明したりすることで聴取できた意見を整備計画に反映できたことに加え、多くの打合せを重ねて十分に連携を図りながら双方の計画を並行して策定したことにより、内容を充実させることができたものである。

平成28年4月25日には、宮城県が代表となり多賀城市・仙台市・塩竈市・松島町が参画したストーリー「政宗が育んだ“伊達”な文化」が日本遺産に認定された<sup>9)</sup>。本市からは名勝おくのほそ道の風景地や多賀城跡、多賀城碑が構成文化財に選定され、仙台藩による歌枕の整備と保護の観点からストーリーに組み込まれた。周辺自治体と連携しながらパンフレット等を作成したり、統一デザインの説明板を設

置するなど、文化財の活用や観光的な側面から名勝おくのほそ道の風景地の一体的なPRができたことは有益であった。

平成29年度には、東北歴史博物館で開催された「東日本大震災復興祈念特別展 東大寺と東北」展を中核事業とする地域再生計画の実行委員会事務局として、「市民文化創造局」<sup>10)</sup>が市長部局に設置された。平成30年4月から6月に開催された東大寺展の会期と前後して様々な文化的事業を実施するとともに、平成31年度は芭蕉の俳諧理念「不易流行」をテーマに事業を推進しており、歴史や文化を活かした地域の活性化を目指している。

日本遺産の認定や市民文化創造局の設置は、計画策定中には予期していなかった動向であったが、文化財専門職員が関連部署に異動し実務に当たったこともあり、地域の歴史を十分に視野に入れた事業を実施できた。これらの事業展開は、「『おくのほそ道』の文脈で繋がる3箇所の指定地の文学・歴史・文化をはじめとした多様な価値を追究するための研究を推進し、その成果を地域資源として教育や観光振興、まちづくりなどに広く活用する」という『保存活用計画』の基本方針の実効性に寄与したと考えられる。その際に、冊子化され全国的に公開された『保存活用計画』は、指定地の保存と活用の方針を表明するのみならず、その多様な価値を共有する情報媒体としても有効に機能したと考える。

## 6. おわりに

指定直後の1ヵ年という限られた時間の中での計画策定ではあったが、関連部署・機関等との意見調整の機会をできるだけ多く設けたことにより、各種関連計画中に合意が得られた内容を盛り込むことができた。このことは、並行して計画を策定したことによる相乗効果であったと評価できるだろう<sup>11)</sup>。

一方で、事前の調査研究に時間を費やすことができず、『保存活用計画』中に指定地の地域史的背景等を十分に記述できなかつたことは反省点である。今後は発掘調査や歴史遺産調査等の成果を素材とし

て組織的地域研究を推進し、様々な分野で活用できる地域の歴史資源を創出することが課題と考える。

歴史の重層性と価値の多様性については、3つの指定地が重複し、古代遺構の復元整備と名勝の景観保全との関係が焦点となった壺碑（つぼの石ぶみ）が特筆される。『保存活用計画』では、芭蕉の古代多賀城に対する雄弁な叙述を切り口にして、文化財保護思想と関連付けながら、名勝と史跡の整備を両立させるための説明をした。紀行文学における描写と古代遺構の復元という全く異なる表現手法ではあるが、歴史に対する尊重という共通点を見出すことができたからこそ、『保存活用計画』では調和の方向性を模索することができたのかもしれない。

### 【補註および参考文献】

- 1) 詳細については、市ホームページを参照願いたい。  
(URL) <http://www.city.tagajo.miyagi.jp>
- 2) 多賀城市 2016『第五次多賀城市総合計画 後期基本計画』
- 3) 多賀城市教育委員会 2016『名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」保存活用計画』
- 4) 多賀城市教育委員会 2011『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』
- 5) 多賀城市 2011『多賀城市歴史的風致維持向上計画』（2016年10月変更）
- 6) 宮城県教育委員会 2016『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』
- 7) 多賀城市 2015『多賀城市景観計画』
- 8) 文化庁文化財部記念物課 2015『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』のほか、文化庁文化財部記念物課監修 2005『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』同成社を参考にしながら構成を検討した。
- 9) 詳細については、専用ホームページを参照願いたい。  
(URL) <http://datebunka.jp>
- 10) 平成31年4月より市長部局の市長公室市民文化創造担当として再編され、大型イベントとの連携や、各セクションとの政策的視点からの調整及びトップマネジメントの意向を反映した総合的な行政運営の遂行が図られている。
- 11) 例えば、『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』には『保存活用計画』とほぼ同内容の「名勝おくのほそ道の風景地 壺碑の景観保全・修景」の整備方針が明記されている。